

令和7年度「食品表示適正化強化月間」実施結果(夏期)

1 食品表示監視指導

(1)合同監視

食品の監視にあたり、複数の対象法令担当者が合同で実施する監視を、「合同監視」と位置づけ、令和7年7月（夏期）の月間中に立入検査実施281回（令和6年度比106％）、延べ13,640品目（同86％）を監視したところ、延べ131品目（同69％）の不適正表示を発見し、製造者、販売業者等の表示義務者に対して適正表示を指導した。
※実施回数は県が実施した回数。調査品目数・不適正品目数は岐阜市保健所実施分を含む。

	立入検査実施回数	調査品目数	不適正表示品目数	不適率
令和7年度夏期	281	13,640	131	1.0%
令和6年度夏期	266	15,804	191	1.2%
令和5年度夏期	270	14,484	213	1.5%

(2)月間中の各法令に基づく監視

各法令に基づく全立入検査実施回数（単独法令に基づく監視に上記の合同監視を加えた立入検査実施回数）は、1,243回（令和6年度比99％）、延べ14,886品目（同87％）であり、延べ154品目（同64％）の不適正表示を発見し、製造業者、販売業者等の表示義務者に対して適正表示を指導した。
※食品表示法、医薬品医療機器等法、健康増進法の実施回数及び品目数は岐阜市保健所実施分を含む。

法令	立入検査実施回数	調査品目数	不適正表示品目数	
食品表示法	408	7,287	107	
医薬品医療機器等法	192	1,789	16	
健康増進法	230	2,715	12	
米トレーサビリティ法	239	1,205	13	
景品表示法	174	1,890	6	不適率
合計	1,243	14,886	154	1.0%
令和6年度同期	1,255	17,173	242	1.2%

(3)不適正表示について

- ・食品表示法に基づく表示の不適は、生鮮食品の「原産地」又は加工食品の「原料原産地」の欠落、小分け商品の表示欠落等の不備が多かった。
- ・健康増進法に基づく表示の不適は、「健康の保持増進の効果」等の誇大表示の禁止に係るものだった。
- ・医薬品医療機器等法に基づく表示の不適は、「医薬品的な効能効果」等の標ぼうであった。
- ・米トレーサビリティ法に基づく表示の不適は、「一般消費者へ産地情報が伝達されていない」ことであった。
- ・景品表示法に基づく表示の不適は、「根拠の不明確な優良性の表示」であった。

不適正表示の法令内訳



2 食品表示の適正化に関する活動

(1)食品表示関連法令講習会

食品事業者、一般消費者を対象に開催した講習会を開催し、適正表示について説明を行った。
※岐阜市保健所実施分を含む。

対象者	実施回数	参加人数
事業者	4	1,782
一般消費者	4	77